

連載対談

「合理的配慮」

とは何か？

山崎 最近「合理的配慮」や「意思決定支援」などの言葉をよく聞くようになりましたが、わからないなピンとこないなという意見も聞きます。そこで今号では「合理的配慮」について、生活支援センターにりん草相談支援専門員櫻井基樹さんに話を聞きながら整理したいと思います。まず、そもそも合理的配慮という言葉はどこから来たのでしょうか？

櫻井 最初にこの言葉が使われたのは国連の「障害者権利条約」です。この条約のキーワードは「共生社会」「意思決定支援」「合理的配慮」になります。障害者権利条約を守っていくうえで、国内法で合理的配慮について規定されているのが「障害者差別解消法」になります。



話し手 櫻井基樹
社会福祉法人にりん草生活支援センターにりん草管理者 相談支援専門員 板橋安心ネット副代表 板橋区地域自立支援協議会委員 妻と自閉症スペクトラム障害の娘の3人家族

「障害者差別解消法」の差別解消とは、社会の仕組みの中での不利（社会的障壁）を取り除くという意味ですかね。そのための方法の肝が合理的配慮である。

櫻井 障害者権利条約のポイントの一つとして「差別を明確」に規定したことが挙げられます。①直接差別：障がい者であることを理由とした差別。②間接差別：「そんなつもりはない」と意図していないものでも当事者が差別と感じるもの。③合理的配慮の否定：無理なくできそうな事なのに何もしないこと、わかっているのにやらないこと。

これら差別を取り除くために合理的配慮があります。山崎 「障がい者はお断り」はもちろんだめだけど、良かれと思ったことでも当事者が差別と思うことや、困っているのが分かっているのに助けられないのも差別になる可能性があります。でも、まだ合理的配慮の具体的なイメージが浮かばないのですが。

聞き手 山崎 憲司
社会福祉法人にりん草すなほ福祉作業所支援員 帝京サポートさくら会(自閉症スペクトラム障害の長男の通う特別子会社親の会)代表

世の中で暮らしていくとき、障がいのある人は障がいのない人より不利になることが多いですが、その不利の原因を、その人の機能障害（個人の問題）にあると考えるのではなく、機能障害のことを考えないで作られた社会の仕組み（社会的障壁）に原因があると考える、というのが障害者権利条約の考え方です。

山崎 人それぞれの事情を加味した社会であってほしい、ということでしょうか。すると、

櫻井 「合理的」と「配慮」とに言葉に分けると、障がいの権利の確保のために必要で適当な調整などを行うことが配慮になります。「優しき」「思いやり」という言葉に置き換えられると思います。

では「合理的」とは何なのか？障がいの権利の実現は、内容や中身が変わり、場面によっても違います。つまり個性が高いということですが、しかし、全ての個性を網羅するとなると社会的義務・負担が高くなり、かえって実現困難になります。建築構造上改築が難しくバリアフリー化ができない、経済的に難しい、他者の権利を奪い価値を損ねる可能性（例：皆が静かに聴くクラシックのコンサート。嬉しすぎて声を出してしまふ）と他者の楽しみを奪ってしまう

山崎 「合理的」と「配慮」とに言葉に分けると、障がいの権利の確保のために必要で適当な調整などを行うことが配慮になります。「優しき」「思いやり」という言葉に置き換えられると思います。

山崎 ザックリ言っちゃると、どこまでが「合理的」か？という点で、配慮の際の「必要で適当な調整」があまりに大きな負担がかからないこと等が挙げられます。配慮を行う行政機関や事業者の側にも人的・技術的・金銭的資源の限界があるため、大きな負担でない実現可能な配慮となります。そのため、障害のある方の権利や意思を尊重しながら、具体的にどんな合理的配慮が必要かつ実現可能か、ご本人と周りの人たちが話し合っ

第2回法人全体研修が行われました

社会福祉法人にりん草が主催する第2回法人全体研修が、12月16日に仲宿地域センターで行われました。

生活支援センターにりん草管理者の桜井基樹氏より福祉現場での「虐待防止」について「やってはいけない関わりを知り、いい支援をしよう」と題する講義が行われました。

参加者達は、自分自身の支援のあり方を振り返るいい機会となりました。ほかに、12月9日に東洋大学で行われた、「障害者の認知症」についての研修に参加した各所の



職員から、研修の報告や、現場で感じている利用者の現状についての話がありました。次回の法人全体研修は、平成29年3月開催の予定です。

こんな研修に参加しました (9月~12月)

- 「SST普及協会規程初級コース(SST普及協会)」
- 「メンタルヘルス講習会」(ソウエルクラブ)
- 「地域で自分らしく暮らす」(東京都知的障害者育成会)
- 「てんかん講座」(居宅サービス事業者ネットワーク)
- 「気持ちのセルフコントロール」(アンガーマネジメント研修)(クローバー)
- 「支援の難しい人の地域生活の場を広げるためには何が必要か」(グループホーム学会)
- 「障害者差別解消法と合理的配慮」(板橋安心ネット)
- 「今だからー支援のあり方を見直そう」(居宅サービス事業者ネットワーク)

「可能な限り障がいのある人が困らないようにするよ。だけど、全ての場面では難しいから、できない理由や代わりの方法を一緒に考えて、より良くしていきますよ。」なのかな。

櫻井 デパートやレストランの入り口にスロープを付ける等バリアフリー化(肢体不自由)、手話通訳を設置(聴覚障がい)、テレビや映画に音声解説を付与したり、点字で受検できたり(視覚障がい)、難しい文章をかみ砕いてわかりやすくする・漢字にルビを振る(知的障がい)といった内容が合理的配慮といえます。

こうした合理的配慮を提供しないことが「差別」と位置づけられました。私たちの生活を見渡してみると、障害のある人々が平等に参加できない場というのは、数限りなく存在しますね。パソコンで「内閣府 合理的配慮サーチ」と検索すると障がい別に具体的な事例集が掲載されています。

知的障がいの方の場合はコミュニケーション(伝える・理解する)が合理的配慮の中心だと思えます。ゆっくりしゃべる、傾聴するなど態度の面や抽象的な概念の理解が難しいので視覚化構造化することで物事の理解が進む場合があります。

スマホ・タブレットPCなどICT機器も今急速に普及してきています。発達障がいのある子の読み書きのサポートとして、支援学級・支援学校でも取り入れられています。

山崎 次号では社会福祉法人にりん草の各施設で行われている合理的配慮の実例について取り上げていきます。櫻井さんまたよろしく願います。

編集後記

今年は暖かな冬かと思いきや、ここ何日か車のフロントガラスに雪の結晶が張り付いてキラキラおひさまに輝いています。寒さとともにかぜひきさんがあちらでもこちらでも・・・。うがい、手洗い、早寝早起き、そして栄養のあるものを食べてこの冬を乗り越えてください。

もうすぐ節分です。節分が過ぎると春はすぐそこまできています。29年もみんな元気で過ごせますように。そして楽しいことがたくさんありますように。



ふたつの輪



発行
2017年1月23日
No. 2802
社会福祉法人
にりん草
東京都板橋区
大山金井町21-1
03-5926-8640

走る、踊る、ひとつになる 第10回 4所合同レク大会開催

社会福祉法人にりん草の4つの作業所が一堂に会してゲームやスポーツを楽しむ
4所合同レクリエーション大会が、昨年12月2日(金)、板橋区立小豆沢体育館で行われました。

たくさん仲間と 出会える日

「他の作業所の利用者や職員ってどんな人たちだろう。もっと交流を深めたい」という思いから始まったこのイベントも、今回で10回目。広い体育館で、いろいろな人とふれあいながら、めいっぱい体を動かせる機会、はすね福祉作業所、とくまる福祉作業所、まえの福祉作業所、おおよま福祉作業所の利用者約百人のテンションは、いつもよりかなり高めです。



「今日はやるぞー」元気がいっぱい
の開会宣言が会場内に響きわたり、レクリエーション大会が始まりました。

誰もが楽しめる ゲーム

オープニングゲームは「ビーチボールをえっさっさ」。大きなビーチボールを風呂敷に乗せ、4人1組で運ぶリレー形式の競技です。4人の呼吸が合っていないとボールが



落ちてしまうので、作業所は違っても気持ちはひとつとばかりに皆で声を掛け合いい、息を合わせて頑張りました。つづいて「ひっぱれ、ひっぱれ」30cmから2mまで長さの違う15本のテープを箱からひっぱり出し、次の人にバトンタッチするゲームです。長いテープを引き当ててしまうと、これが箱からなかなか出てこず、会場は爆笑の渦に。ふだんの姿からは想像できないほど迫力あ



る走りを見せてくれた人もいて、驚きでした。一人ひとりが自由に遊べる「ゲームコーナー」の間では、ボウリング、ユニホック(ホッケー)、大なわとびといったスポーツ系のゲームに長蛇の列が。またコーナーの一角に「しゃべり場」を設けると、小西理事長を囲みおしゃべりに花が咲いていました。

百人でつくった、ふたつの輪

レクリエーションは、まだまだつづきます。「じゃんけん大会」は勝負強さを決める個人戦じゃけんをする代表の人に勝ちつづけてはなりません。負けず嫌いの利用者の中には、さりげなく後出ししたり、負けたのに負けてないと言い張った人も。優勝者と準優勝者には表彰状が授与されました。

締めくくりは壮大なダンスパフォーマンス。職員を含めれば百人を超える参加者全員でふたつの輪(二重円)をつくり、「チューチュートレイン」を踊りました。振りつけが多少違っていても、まったく問題なし。とにかく皆楽しんでやりきりました。

ダンスが終わると、2時間あまりのレクリエーション大会も閉会のあいさつへ。楽しい時間はあっという間に過ぎていきまなす。「他の作業所の人と仲良くなれてよかった」「こんな体で動かせたのは久しぶり」「疲れたけど面白かった」「またやりたい。来年も楽しみ」など利用者からも満足感あふれる声をたくさん聞きました。これから4つの作業所のつながりを大切にし、多くの笑顔がはじけるイベントをつくっていきま

とくまる&はすね合同音楽療法

音楽に触れる機会を

「一人一人が自分らしさを発揮できること」

を目標に月に一回外部講師の方に来ていただいたりしています。内容はリクエスト曲、季節の曲、太鼓を叩きリズムに乗せて自己紹介をするなど参加型の曲をしています。



誕生月の人は歌のプレゼントや曲の主役になり皆がまんべんなくそして楽しめるようなプログラムです。職員とは違う先生だからこそいつもとは違う新鮮なコミュニケーションをとれたり、照れつつも前に出て曲に協力するなど新しいことへ挑戦する機会が増えていきます。特に参加型は盛り上がり、楽しんで



「この曲知ってるよ」「○さんの好きなリクエスト曲です」など自然と相手のことを知り話すきっかけにもなります。先生や大人数で座る緊張感も歌を歌っているうちにゆっくと心地よく縮まり一体感が生まれます。音楽に触れる声を出すことで笑顔の1時間を通して

講師紹介

鳥居由美子先生
元劇団員 声楽科卒(猫とチョコが大好きな元気な先生です。)

東京都知事指定<事業者番号>東障知字0035移動支援従事者養成研修

2Day's ためになる資格獲得講座!!

知的障害者(児)ガイドヘルパー養成研修講座

この研修を修了することにより、修了証明書が交付され、知的障害者(児)の外出支援(主に、送迎や外出・余暇活動)をサポートするお仕事ができます

2017年2月 18日(土)・19日(日)

※上記日程終了後、一日(6時間)の実習があります。

☆ 日時: 2/18(土) 9:00~16:00

2/19(日) 9:00~17:30

場 所: はすね福祉作業所(板橋区鐘根3-6-3)

♪ 実習: 2月20日~3月30日のうち、1日(6時間)

♪ 定員: 20名(先着順で受け付け、定員になり次第締め切ります)

♪ 受講料: 10,000円+テキスト代1,000円=11,000円(税込み)
必見!! 【学生の方は、受講料(格安)5,000円+テキスト代1,000円】

☆ 申込方法 ①裏面「受講申込書」にご記入提出してください。

※今回の受講に関して講座初日に本人確認をさせていただきます。

②受講申込書提出後1週間以内に学費を指定口座へお振込ください。

銀行振込 (振込手数料はご自身でご負担ください)
振込先: みずほ銀行 連根支店 (普) 1022745
口座名: 福) にりん草 生活支援センターにりん草

申し込み・問い合わせは

社会福祉法人 にりん草 生活支援センターにりん草
〒175-0082 東京都板橋区高島平1-20-5 飯島ハイム105
電話: 03-6785-1575 FAX: 03-6785-1576 担当: 吉川
メールアドレス: nirinsou1120@jcom.home.ne.jp